

# 進学資金シミュレーター

## 給付・貸与シミュレーションご利用の手引き

令和6年4月

独立行政法人日本学生支援機構

# 目 次

1. スタート画面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. シミュレーション選択画面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. シミュレーション入力にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 給付・貸与シミュレーション（生徒・学生の方向け）情報入力・・・・ 6
5. 給付・貸与シミュレーション（生徒・学生の方向け）結果表示・・・・10
6. 給付・貸与シミュレーション（保護者の方向け）情報入力・・・・14
7. 給付・貸与シミュレーション（保護者の方向け）結果表示・・・・20

## 進学資金シミュレーター 給付・貸与シミュレーションの特徴

簡単な入力項目で奨学金の対象となる収入基準を知ることができる「給付・貸与シミュレーション（生徒・学生の方向け）」と、詳細な入力項目で奨学金の対象となる世帯かどうかを知ることができる「給付・貸与シミュレーション（保護者の方向け）」の2種類を用意しています。

シミュレーションを行ったら、生徒・学生の方と保護者の方とで、進学後の資金計画について話し合ってみましょう。入力にあたっては、この手引きをぜひ活用してください。

令和6年4月 独立行政法人日本学生支援機構

進学したら、生活費は  
いくらかかるのかな？



# 進学資金 シミュレーター

進学を考えている高校生、在学中の方や保護者の皆様に向けた、進学資金や奨学金に関するシミュレーターです。

このシミュレーターを使うことで、「進学したらどれくらいお金が必要になるのか」「どの奨学金の対象になるのか」「給付や貸与の額はどの程度になるのか」等を簡単に調べることができます。

僕にも利用できる奨学金があるか、調べたいな。



シミュレーションする

独立行政法人 日本学生支援機構 Copyright © 2018 JASSO. All rights reserved.

「シミュレーションする」  
をタップ(クリック)します。

ホーム > メニュー

生活費がいくらかかり、必要となるのか知りたい方はコチラ!

奨学金の種類やどの奨学金が利用できるか知りたい方はコチラ!

**学生生活費**  
シミュレーション  
START

いくつかの質問に答えて「計算する」ボタンを押すと生活費のシミュレーションが行えます。

**奨学金**  
シミュレーション  
START

いくつかの質問に答えて「計算する」ボタンを押すと奨学金のシミュレーションが行えます。

奨学金貸与・返済  
シミュレーション

いくつかの質問に答えることで貸与総額や毎月の返還額、返還完了時期などのシミュレーションが行えます。

給付・貸与シミュレーションを使用する場合は、「START」をタップ(クリック)します。



ホーム > メニュー > 奨学金シミュレーションメニュー

## 奨学金シミュレーション 入力にあたって

### 本シミュレーションについて

このシミュレーションでは、申込者（奨学金を希望される方）の世帯や申込者の生計を維持している人の年収等の情報を入力することで、申込者が奨学金の対象となるか、また対象となる場合に、毎月どれくらいの奨学金を受けられることができるか、大まかに調べることができます。進路の選択にあたり、ぜひ活用してください。

### 入力にあたっての注意事項（必ずお読みください）

#### 奨学金の種類

JASSOの奨学金には、返す必要がない給付奨学金と、卒業後に返す必要がある貸与奨学金があります。このシミュレーションでは、1回の入力で給付奨学金・貸与奨学金の両方を同時にシミュレーションできます。

#### シミュレーションの種類

ここでは、2種類のシミュレーションを用意しています。  
 (1)給付・貸与シミュレーション（生徒・学生向け）  
 いくつかの質問に答えることで、受給できる奨学金の大まかな情報を提供するシミュレーションです。具体的には、「どのような収入（所得）の世帯であれば奨学金の基準に該当するの

①

②

注意事項を確認し、免責事項を了承しました。シミュレーションを行います。

奨学金を受けられることができる年収の目安を簡単に知りたい方はこちら



③

いくつかの質問に答えて「計算する」ボタンを押すと奨学金の大まかなシミュレーションが行えます。

奨学金を受けられることができるかを詳細に知りたい方はこちら



④

世帯の年収等を答えて「計算する」ボタンを押すと奨学金の詳細なシミュレーションが行えます。

### 3. シミュレーション入力にあたって②

- ① 「入力にあたっての注意事項」全文は以下のとおりです。  
※注意事項内の年表示は毎年更新されます。

#### 奨学金の種類

JASSOの奨学金には、返す必要がない給付奨学金と、卒業後に返す必要がある貸与奨学金があります。このシミュレーションでは、1回の入力で給付奨学金・貸与奨学金の両方を同時にシミュレーションできます。

#### シミュレーションの種類

ここでは、2種類のシミュレーションを用意しています。

(1)給付・貸与シミュレーション(生徒・学生向け)

いくつかの質問に答えることで、受給できる奨学金の大きな情報を提供するシミュレーションです。具体的には、「どのような収入(所得)の世帯であれば奨学金の基準に該当するのか」を調べることができます。例えば、申込者自身がこのシミュレーターで調べてみて、結果をもとに生計維持者の方と一緒に相談するような使い方ができます。

(2)給付・貸与シミュレーション(保護者向け)

生徒・学生向けよりも詳細な項目に答えることで、該当する奨学金の情報を提供するシミュレーションです。こちらでは、「自分の世帯が奨学金の基準に該当するのか」を調べることができます。「生徒・学生向け」を使ってみて、より細かな項目が入力できそうな場合には、こちらを活用してみてください。

#### 「生計を維持している人」とは

給付奨学金は、世帯年収等によって受給できる金額等が変わります。貸与奨学金も、世帯収入等が貸与を受けることができるかどうかに影響します。

シミュレーションの中で世帯年収等を確認するために、「生計を維持している人」の情報を尋ねる場面があります。生計を維持している人(以下、「生計維持者」といいます)の定義は以下のとおりです。

(1)申込者の父母が離別・死別していない場合 申込者の父母(事実上の婚姻による父母も含みます。)

(2)申込者の父または母の一方が離別・死別等している場合 申込者と同じ世帯にいる父または母(父または母に婚姻歴のない場合も含みます。離別・死別後に再度婚姻している場合は(1)になります。)

(3)申込者の父及び母の両方が死亡等している場合 申込者の生活を主に維持している人1名(この場合、生計維持者が誰かという質問に対しては、「その他」を回答してください。)

(4)申込者が社会的養護を必要とする人の場合 申込者自身

たとえば、祖父が同居している母子世帯で、申込者の生計が母と祖父の収入で成り立っている場合は上記(2)が当てはまり、申込者の母が生計維持者となります(祖父は生計維持者ではありません)。

シミュレーションを行うときは、家庭内で相談してみましょう。

#### シミュレーションで入力する情報

このシミュレーションは、2024年4月～2026年3月の間に奨学金の受給又は貸与を希望される人が入力されるものとして公開しています。各シミュレーションの入力画面に表示される説明に従って、情報を入力してください。

#### 免責事項

(1)当機構の給付奨学金及び貸与奨学金は、あらかじめ指定された申込期間中に指定された方法で申請し、当機構の定める書類等を提出し、学校の推薦や当機構での審査を経て奨学生として採用されることにより、はじめて支給あるいは貸与を受ける資格を得ます。本シミュレーションで入力された情報は、実際の申込や審査には一切反映されませんので、あらかじめご了承ください。なお、実際の審査において、奨学金の支給あるいは貸与を受ける資格を得るには、本シミュレーションで確認できる収入等の経済要件だけでなく、学力及び人物等の収入以外の要件も満たしている必要があります。

(2)本シミュレーションで示される給付奨学金の支援の区分は、入力された情報等を基に試算した結果によるものです。シミュレーション結果と実際の申込結果の差異について、当機構は一切の責任を負いません。

(3)本シミュレーションにおける計算式・手順については、実際に当機構で審査を行う際の計算式・手順と概ね同一のものを使用していますが、一部異なることがあります。本シミュレーション(特に、「給付・貸与シミュレーション(生徒・学生の方向け)」)では、入力された情報に加えて、一部の情報を機械的に補っていることがあります。

なお、実際に当機構で審査を行う際には、申込者が入力する収入等によって判定を行うのではなく、原則として、申込者及びその生計維持者から提出されたマイナンバーを用いて所得等の情報を確認します。また、実際の審査では申込者自身の所得についても審査対象となります。

(4)本シミュレーションで入力された情報は、個人を特定できない形に加工したうえで、当機構が統計処理のために用いることがあります。また、この目的を達成するための必要な範囲内で、この情報を当機構の業務委託先に提供することがあります。

(5)本シミュレーションに関するお問合せやご要望は受け付けておりませんので、ご了承ください。

(6)奨学金制度や、本シミュレーションを入力するにあたって不明な点は、JASSOホームページ(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>)をご覧ください。

- ② 「入力にあたっての注意事項」をよく読み、このチェックボックスをタップ(クリック)するとチェックが入ります。チェックがない場合、シミュレーションをご利用いただくことができません。
- ③ 「給付・貸与シミュレーション(生徒・学生の方向け)」を行いたい場合は、「START」をタップ(クリック)してください。
- ④ 「給付・貸与シミュレーション(保護者の方向け)」を行いたい場合は、「START」をタップ(クリック)してください。

**申込方法** シミュレーションしたい項目を選択してください。

- ①
- 2025年度 予約採用の申込（2025年度に進学し、大学生等になる方）
  - 2024年度 春の在学採用の申込（現在、大学生等の方）
  - 2024年度 秋の在学採用の申込（現在、大学生等の方）
  - 2024年度 適格認定

< 戻る

②

次へ >

- ① 「給付・貸与シミュレーション（生徒・学生の方向け）」「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）」のどちらを選んだ場合も、初めに申込方法を選択します。

4つの選択肢のどれにも当てはまらない場合や、いつ申し込むか分からない場合は、一番上の「2025年度 予約採用の申込」を選択してください。

※選択肢内の年度表示は毎年更新されます。

- ② 「次へ」を押すと、シミュレーション入力画面に移ります。

## 給付・貸与シミュレーション（生徒・学生の方向け）情報入力

★ 収入（「年収」や「所得」等）は2023年1年間（1～12月）の情報を入力してください。また、年齢や、世帯（家族の人数等）については、2023年12月31日時点の情報を入力してください。

**【生年月日】 あなたの生年月日を入力してください。**

- ①
- あなたの生年月日を入力してください。（年）  
西暦  年
  - あなたの生年月日を入力してください。（月）  
 ▼ 月
  - あなたの生年月日を入力してください。（日）  
 ▼ 日

**【家計】 あなたの生計を維持している人について回答してください。**

- ②
- あなたの生計を維持している人の状況は次のうちどれですか。  
 共働き     両親とも居るが片働き     ひとり親     あなた自身  
 それ以外

- ③
- あなたの世帯は、生活保護を受けていますか。  
 受けていない     受けている

- ④
- あなたの生計を維持している2人のうち、年収が低い方の人の収入・所得の種類を選択し、金額を入力してください。

例：父の年収が300万円、母の年収が100万円の場合、母の収入等を入力します。

- 給与収入（会社員等） ※年間収入金額を入力
  - 事業所得（自営業等） ※年間所得金額を入力
- その人の年収（年間所得）は、（  ）万円



入力にあたって:入力する情報は、必ず★の説明書きに従って入力してください。

① ここでは、申込者の生年月日を入力してください。

② ここでは、申込者の生計を維持している人について入力します。

Q. 「生計を維持している人」とは？

A. 以下のような人が申込者の「生計を維持している人」となります。

- (1)申込者の両親が健在である場合、あなたの両親
- (2)申込者の両親のどちらかが死別・離婚等でいない場合、もう片方の親
- (3)申込者が児童養護施設等に入所している等で社会的養護が必要な場合、申込者自身
- (4)申込者の両親のどちらも死別している場合、申込者の生活を支えている方1人

(1)に該当していて両親ともに働いている場合は「共働き」、片方だけ働いている場合は「両親とも居るが片働き」を選んでください。

(2)に該当する場合、「ひとり親」を選んでください。

(3)に該当する場合、「あなた自身」を選んでください。このとき、これ以降はあなたの情報を入力してください。

(4)に該当する場合、「それ以外」を選んでください。このとき、これ以降はあなたの生活を支えている方1人の情報を入力してください。

③ 以下の場合、「受けている」を選択してください。

- (1)申込者の世帯が生活保護を受給している場合
- (2)申込者が大学生等で世帯分離されている場合で、生計を維持している人が生活保護を受給している場合

④ ②の質問で「共働き」を選択している場合でのみ表示されます。

生計を維持している人2人のうち、収入が低い方の人の収入・所得の種類と、年間収入(年収)または年間所得の金額を入力します。

事業所得で年間所得が赤字の場合は、「0」のまま進めます。

年収を入力する場合、税込の1年の収入としてください。

源泉徴収票等がお手元にあり細かい情報を入力できる場合や、副業等で複数の収入がある場合には、「保護者の方向け」も利用してみてください。

Q. 「収入」と「所得」の違いは？

A. 給与等で得た金銭が「収入」で、収入から必要経費を差し引いたものが「所得」です。ただし、会社員などの給与収入から所得を計算するときは、必要経費ではなく一定の計算式に基づいて計算します。  
 生計を維持する方が会社員など給与を得ている人である場合は「収入」、自営業等の場合は「所得」を選んで入力してください。

**【世帯】 あなたの世帯について回答してください。**

- あなたの生計を維持している人のうち収入が高い人が扶養している親族（父母、働いている人を除く。）の数を入力してください。

※ あなたの世帯に属していない人は含めないでください。

※ あなた自身が生計を維持しているのでない限り、あなたも含めてください。

例：あなたの世帯が、父、母、働いている兄（23歳）、あなた（17歳）、弟（15歳）で、収入の高い父があなたと弟を扶養している場合、「16歳未満の人数」と「16～18歳の人数」にそれぞれ「1」を入力します。その他は0となります。

16歳未満の人数  人

16～18歳の人数  人

19～22歳の人数  人

23歳以上の人数  人

**【進学先】 あなたの進学先について回答してください。**

- 国立  公立  私立

- 大学  短期大学  専修学校(専門課程)  高等専門学校

- 自宅から通学する  下宿や寮から通学する

- 昼間(昼夜開講を含む)課程  夜間課程  通信課程

< 戻る

7

計算する >

- ⑤ 申込者の生計を維持している方が扶養(ふよう)している親族の人数を入力します。基本的には、申込者の両親以外の家族の人数を入力します。
- 申込者本人も人数に加えてください(生計を維持している方が本人である場合を除く)。一方、同居していても収入があり、独立して生活している人は人数に含めません。
- なお、ここで入力された扶養親族は、最初の質問で「共働き」を選んだ場合は、全員が「収入が高い方の人」に扶養されていると見なします。
- 両親が別々に親族を扶養している場合、より精密なシミュレーションをご希望であれば、「保護者の方向け」を利用してください。
- ※扶養親族に「70歳以上」または「障がい者」の方がいる場合は、「保護者の方向け」でより精密なシミュレーションを行えます。

Q. 「扶養している親族」とは？

A. 以下のような人が「生計を維持している人が扶養している親族」となります。

- (1) 生計を維持している人の家族のうち、独立して生活していない人。
- (2) 離れて生活していても、生計を維持している人の支援がなければ生活できない人。

厳密には、生計を維持している人が、その親族を扶養控除(ふようこうじょ)の対象としている必要があります、また、扶養される人は年収が103万円以下である必要があります。

なお、一人の人が複数の親族を扶養することは可能ですが、ある一人の親族が複数の人に扶養されることはできません。

- ⑥ それぞれ、どれかひとつを選択します。
- 複数の進学先を同時に入力することはできません。
- 進学先の学校の情報は、すでに大学、短期大学、専門学校[専修課程]、高等専門学校4・5年次に進学されている方は、在学中の学校の情報を入力してください。
- 親戚等の家から通学する場合は、「自宅から通学する」を選んでください。
- 家賃を支払ってアパート等から通学する場合は、「下宿や寮から通学する」を選んでください。

なお、前のページ(P5)で「春の在学採用」か「秋の在学採用」を選択しており、進学先で「私立」「下宿や寮から通学する」を選択している場合、貸与奨学金の判定において一定額の控除(私立自宅外控除)が適用されます。

- ⑦ すべての質問に答えたら、「計算する」をタップ(クリック)します。
- 不足がある場合は、エラーメッセージが表示され、進めることができません。

## 給付・貸与シミュレーション（生徒・学生の方向け）結果表示

あなたの場合、生計を維持している人の収入に応じて、奨学金は以下のように該当します。生計を維持している人にこの画面を見せて、進学資金について相談してみましょう。

### ① 給付奨学金 第Ⅰ区分（満額の支援）

②	生計を維持している人の収入	271万円以下
③	生計を維持している人の所得	182万円以下
④	給付月額	29,200円

⑤ 給付奨学金に加えて第一種（無利子）奨学金の貸与を希望する場合、第一種（無利子）奨学金の貸与額は月額最大0円に調整されます（併給調整といいます）。進学先への申込により、授業料等減免の支援対象となります。

### 給付奨学金 第Ⅱ区分（満額2/3の支援）

⑦	生計を維持している人の収入	303万円以下
	生計を維持している人の所得	212万円以下
	給付月額	19,500円

給付奨学金に加えて第一種（無利子）奨学金の貸与を希望する場合、第一種（無利子）奨学金の貸与額は月額最大0円に調整されます（併給調整といいます）。進学先への申込により、授業料等減免の支援対象となります。

### 給付奨学金 第Ⅲ区分（満額1/3の支援）

	生計を維持している人の収入	378万円以下
	生計を維持している人の所得	287万円以下
	給付月額	9,800円

給付奨学金に加えて第一種（無利子）奨学金の貸与を希望する場合、第一種（無利子）奨学金の貸与額は月額最大20,300円に調整されます（併給調整といいます）。進学先への申込により、授業料等減免の支援対象となります。



前のページ(P5～9)の回答に応じて、シミュレーション結果が表示されます。  
 給付奨学金の支援を受けることができる区分は4種類あり、それぞれ給付金額と受給条件が異なります。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| (1)満額の支援      | (2)満額の3分の2の支援 |
| (3)満額の3分の1の支援 | (4)満額の4分の1の支援 |

ここでは、申込者の世帯の情報に応じて、申込者の生計を維持する方の収入(所得)がいくら以下であれば支援の区分に合致するかを示しています。

- ① 支援の区分を示します。「満額」とは住民税非課税世帯に対する支援をさし「満額の3分の2」「満額の3分の1」「満額の4分の1」はそれぞれ住民税非課税に準ずる世帯に対する支援となります。
- ② 生計を維持する方の収入(給与収入)がいくら以下であればこの支援の区分に該当するかを示します。ただし、副業等で他に収入を得ている場合は、合致しない場合があります。  
 なお、「共働き」を選択していた場合、この欄に表示されるのは収入が高いほうの生計を維持する方の条件になります。
- ③ 生計維持者の所得(事業所得)がいくら以下であればこの支援の区分に該当するかを示します。  
 ※共働きで収入(所得)が高い場合、「満額の支援」の欄が表示されません。  
 これは、満額の支援の対象外であることを示します。「満額の3分の2の支援」以下についてもそれぞれ同様です。
- ④ この支援の区分における給付月額です。
- ⑤ 給付奨学金に加えて第一種奨学金の貸与を希望した場合の、貸与月額の上限です。
- ⑥ この例の「満額の支援」の場合、生計を維持している人が給与収入の場合は年収271万円以下(事業所得の場合は年間所得182万円以下)なら、満額の支援(給付月額29,200円)を受けられる、という意味になります。  
 また、給付奨学金に加えて第一種奨学金の貸与を希望した場合の、貸与月額の上限は0円と表示されているため、給付奨学金受給中は第一種奨学金の貸与を受けられません。
- ⑦ この例の「満額の3分の2の支援」場合、生計を維持している人が給与収入の場合は年収303万円以下(事業所得の場合は年間所得212万円以下)なら、満額の2/3の支援(給付月額19,500円)を受けられる、という意味になります。  
 また、給付奨学金に加えて第一種奨学金の貸与を希望した場合の、貸与月額の上限は0円と表示されているため、給付奨学金受給中は第一種奨学金の貸与を受けられません。

### 給付奨学金 第Ⅳ区分（満額1/4の支援）

⑧ 生計を維持している人が子どもを3人以上扶養している（多子世帯）か、あなたの進学先が理工農系の学科である場合は、第Ⅳ区分の支援を受けることができます。

生計を維持している人の収入	635万円以下
生計を維持している人の所得	475万円以下
給付月額(多子世帯の場合)	7,300円
給付月額(理工農系の場合)※	0円

給付奨学金に加えて第一種（無利子）奨学金の貸与を希望する場合、第一種（無利子）奨学金の貸与額は月額最大26,500円(多子世帯)又は34,500円(理工農系)に調整されます（併給調整といいます）。

進学先への申込により、授業料等減免の支援対象となります。

※ 理工農系の場合、授業料等減免の支援対象となりますが、給付奨学金は受けられません。

### 貸与奨学金 併用貸与

⑨

生計を維持している人の収入	661万円以下
生計を維持している人の所得	494万円以下
第一種貸与月額（最大）	45,000円
第二種貸与月額（最大）	120,000円

### 貸与奨学金 第一種（無利子）

生計を維持している人の収入	716万円以下
生計を維持している人の所得	541万円以下
第一種貸与月額（最大）	30,000円

### 貸与奨学金 第二種（有利子）

生計を維持している人の収入	1,113万円以下
生計を維持している人の所得	879万円以下
第二種貸与月額（最大）	120,000円

⑧ この例の場合、生計を維持している人が給与収入の場合は年収635万円以下（事業所得の場合は年間所得475万円以下）なら、第4区分の支援を受けられる、という意味になります。ただし、第4区分は生計を維持している人が子どもを3人以上扶養している（多子世帯）か、あなたの進学先が理工農系の学科である場合にのみ支援を受けることができます。本シミュレーションでは、これらの条件に当てはまるかは確認せずに結果表示していますのでご注意ください。

⑨ 3種類の貸与奨学金の家計基準の目安が同時に表示されます。この例の場合、生計を維持している人が給与収入の場合は年収661万円以下（事業所得の場合は年間所得494万円以下）なら、併用貸与を受けることができます。第一種、第二種も同様です。

#### ・シミュレーション結果に関する諸注意

(1) 実際の審査において、奨学金の支給あるいは貸与を受ける資格を得るには、本シミュレーションで確認できる収入等の経済要件だけでなく、学力及び人物の基準等を満たしている必要があります。

(2) 本シミュレーションで示される奨学金の各判定結果は、入力された情報等を基に試算した結果によるものです。シミュレーション結果と実際の申込結果の差異について、当機構は一切の責任を負いません。

(3) 本シミュレーションにおける計算式・手順については、実際に当機構で審査を行う際の計算式・手順と概ね同一のものを使用していますが、一部異なることがあります。本シミュレーションでは、入力された情報に加えて、一部の情報を機械的に補っていることがあります。

また、法令等の制定・改正等に応じて、算出方法は予告なく変更されることがあります。

なお、実際に当機構で審査を行う際には、申込者が入力する収入等によって判定を行うのではなく、原則として、申込者及びその生計維持者から提出された個人番号（マイナンバー）を用いて所得等の情報を確認しています。また、実際の審査では申込者自身の所得についても審査対象となります。

このため、本シミュレーションで対象外という結果が表示されても、実際に申込みをした際には対象となっている可能性があります。一方で、逆の場合もあります。

申込資格自体には収入の制限はありませんので、給付奨学金を希望される場合は、お申込をお勧めします。

(4) 申込みは、各学校（高等学校に在籍している場合は高等学校）を通して実施します。

(5) 経済要件の判定に用いる計算式の詳細は、下記ホームページをご覧ください。

#### 給付奨学金の家計基準

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/index.html>

#### 進学前（予約採用）の第一種奨学金の家計基準※

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo\\_1shu/kakei/yoyaku.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kakei/yoyaku.html)

※併用貸与及び第二種奨学金での計算式、在学採用での計算式も同様です。

P5同様、シミュレーションしたい項目を選択し、「次へ」をクリック(タップ)すると下記の画面が表示されます。

### 給付・貸与シミュレーション（保護者の方向け）情報入力

★ 収入（「年収」や「所得」等）は2023年1年間（1～12月）の情報を入力してください。また、年齢や、世帯（家族の人数等）については、2023年12月31日時点の情報を入力してください。

① **【生年月日】** 申込者の生年月日を入力してください。

- 申込者の生年月日を入力してください。（年）  
西暦  年
- 申込者の生年月日を入力してください。（月）  
 月
- 申込者の生年月日を入力してください。（日）  
 日

② **【家計】** 申込者の生計を維持している人について回答してください。

- 申込者の生計を維持している人の状況は次のうちどれですか。  
 共働き    両親とも居るが片働き    ひとり親    申込者自身  
 それ以外

- 申込者の世帯は、生活保護を受けていますか。  
 受けていない    受けている

- 申込者の生計を維持している人（1人目）の情報を入力してください。  
 1人目の年齢は、  
 歳  
 1人目の給与収入は、  
 0.0 万円  
 公的高齢年金の収入は、  
 0.0 万円  
 給与・年金以外の所得は、  
 0.0 万円



入力にあたって:入力する情報は、必ず★の説明書きに従って入力してください。

① ここでは、申込者の生年月日を入力してください。

② ここでは、申込者の生計を維持している人について入力します。

Q.「生計を維持している人」とは？

A. 以下のような人が申込者の「生計を維持している人」となります。

- (1)申込者の両親が健在である場合、あなたの両親
- (2)申込者の両親のどちらかが死別・離婚等でない場合、もう片方の親
- (3)申込者が児童養護施設等に入所している等で社会的養護が必要な場合、申込者自身
- (4)申込者の両親のどちらも死別している場合、申込者の生活を支えている方1人

(1)に該当していて両親ともに働いている場合は「共働き」、片方だけ働いている場合は「両親とも居るが片働き」を選んでください。

(2)に該当する場合、「ひとり親」を選んでください。

(3)に該当する場合、「あなた自身」を選んでください。このとき、これ以降はあなたの情報を入力してください。

(4)に該当する場合、「それ以外」を選んでください。このとき、これ以降はあなたの生活を支えている方1人の情報を入力してください。

③ 以下の場合、「受けている」を選択してください。

- (1)申込者の世帯が生活保護を受給している場合
- (2)申込者が大学生等で世帯分離されている場合で、生計を維持している人が生活保護を受給している場合

生活保護を「受けている」を選んだ場合、さらに、生活扶助を受けているかどうかの質問が現れます。生活扶助を「受けている」と選んだ場合、住民税非課税世帯とみなされ、家計に関する入力は終了します。生活扶助を受けているかどうかは、「生活保護受給証明書」等で確認できます。

- 申込者の世帯は、生活保護を受けていますか。  
 受けていない  受けている
- 申込者の世帯は、生活扶助を受けていますか。  
 受けていない  受けている

④ 年齢は昨年12月31日時点で入力します。

収入や所得はそれぞれ、昨年1年間の情報を入力します。給与や公的年金の収入金額は源泉徴収票や住民税課税決定通知書（特別徴収税額の通知書）、それ以外の所得金額は確定申告書等で確認することができます。収入・所得がない項目には0を入力してください。

なお、「給与・年金以外の所得」は、営業所得や農業所得、不動産所得、公的年金等以外の雑所得であって、負の値になっていないものを想定して設計しています。

**【家計】 申込者の生計を維持している人について回答してください。**

- 申込者の生計を維持している人の状況は次のうちどれですか。  
 共働き  両親とも居るが片働き  ひとり親  申込者自身  
 それ以外
- 申込者の世帯は、生活保護を受けていますか。  
 受けていない  受けている
- 申込者の生計を維持している人（1人目）の情報を入力してください。  
 1人目の年齢は、  
 歳  
 1人目の給与収入は、  
 0.0 万円  
 公的高齢年金の収入は、  
 0.0 万円  
 給与・年金以外の所得は、  
 0.0 万円

⑤

- 申込者の生計を維持している人（1人目）は障がい者(※)ですか。  
 ※ 所得税・住民税における障害者控除の対象となっている場合を指します。詳細な条件は下記をご参照ください。  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1160.htm>(国税庁HP)  
 障がい者でない  障がい者である  
 所得税法に定める特別の障がい者である

⑥

- 申込者の生計を維持している方（1人目）は寡婦（夫）控除もしくはひとり親控除を受けていますか。  
 受けていない  受けている

⑦

- 申込者の生計を維持している人（1人目）の住民税の控除対象となる社会保険料等を入力しますか。  
 収入等から算出する（自動で仮計算した金額が控除されます）  
 自分で入力する

⑧

- 申込者の生計を維持している人（2人目）の情報を入力してください。  
 2人目の年齢は、  
 歳  
 2人目の給与収入は、  
 0.0 万円  
 公的高齢年金の収入は、  
 0.0 万円  
 給与・年金以外の所得は、  
 0.0 万円
- 申込者の生計を維持している人（2人目）は障がい者ですか。  
 障がい者でない  障がい者である  
 所得税法に定める特別の障がい者である
- 申込者の生計を維持している人（2人目）の住民税の控除対象となる社会保険料等を入力しますか。  
 収入等から算出する（自動で仮計算した金額が控除されます）  
 自分で入力する

⑤ どれかひとつを選択します。障がい者であるかどうかは、障害者手帳の所持等によらず、申込者の生計を維持している人が所得税法における障害者控除の対象であるかどうか（障がい者として税の申告をしたか）で判別してください。

⑥ 最初の質問で「共働き」「両親とも居るが片働き」以外を選択している場合でのみ表示されます。

どれかひとつを選択します。寡婦(寡夫)もしくはひとり親であるかどうかは、所得税法における寡婦(寡夫)もしくはひとり親控除の対象であるかどうか(そのように税の申告をしたか)で判別してください。

⑦ どちらかひとつを選択します。

「収入等から算出する」を選んだ場合、収入等から自動で仮計算した社会保険料が計算結果に反映されます。給与収入のみの場合、収入金額の15%程度となります。

「自分で入力する」を選んだ場合、入力欄が表示されます。生命保険料等の控除がある場合は、自動では計算されないのので、「自分で入力する」を選択してください。

これらの控除額を入力する場合は、所得税の控除額ではなく、住民税(市町村民税及び都道府県民税)の控除額を入力してください。

この控除額は、給与収入のみの場合、6月に自治体から発行される住民税課税決定通知書(特別徴収税額の通知書)に記載されます。

1人目の社会保険料控除の金額

万円

1人目の生命保険料控除の金額

万円

1人目の小規模企業共済等掛金控除の金額

万円

1人目の上記以外の物的控除(※)の合計額

万円

※ 「上記以外の物的控除」とは、雑損控除、医療費控除(セルフメディケーション税制を含む)、地震保険料控除を指します。

⑧ 最初の質問で「共働き」を選択している場合にのみ表示されます。

ただし、「両親とも居るが片働き」を選択している場合は年齢の入力欄のみ表示されます。

2人目の情報も、1人目と同様に入力します。

なお、片働きであったとしても、両親の双方が「生計を維持している人」になります。このため、このシミュレーションでは、専業主婦(夫)等、働いていない方であっても共働き世帯同様に「生計を維持している人(2人目)」と表現しています。

**【世帯】 申込者の世帯について回答してください。**

- 申込者の世帯に属していて、申込者の生計を維持している人（1人目）が扶養している親族のうち、以下に該当する人数を入力してください。

※ 申込者自身が生計を維持しているのではない限り、申込者も含めてください。

例：申込者の世帯が、生計を維持している人（1人目）、生計を維持している人（2人目）、申込者の働いている兄（23歳）、申込者本人（17歳）、申込者の弟（15歳）で、申込者とその弟が生計を維持する人（一人目）に扶養されている場合、「16歳未満の扶養親族の人数」と「16～18歳の扶養親族の人数」にそれぞれ「1」を入力します。その他は0となります。

16歳未満の扶養親族の人数

人

16～18歳の扶養親族の人数

人

19～22歳の扶養親族の人数

人

23歳～69歳の扶養親族の人数

人

70歳以上で同居している扶養親族（同居尊属）の人数

人

70歳以上で上記以外の扶養親族の人数

人

⑨

扶養している親族の中に障がい者が含まれる場合は、以下も入力してください。

上記及び扶養している配偶者のうち一般の障がい者の人数

人

上記及び扶養している配偶者のうち同居していない特別の障がい者の人数

人

上記及び扶養している配偶者のうち同居している特別の障がい者の人数

人

⑩

⑪

**【進学先】 申込者の進学先について回答してください。**

- 国立  公立  私立
- 大学  短期大学  専修学校(専門課程)  高等専門学校
- 自宅から通学する  下宿や寮から通学する
- 昼間(昼夜開講を含む)課程  夜間課程  通信課程

⑫

< 戻る

⑬

計算する >



**⑨ 扶養親族の人数を入力します。**

源泉徴収票等を確認しながら入力する場合は

- ・16歳未満の扶養親族の人数＝16歳未満扶養親族
- ・16～18歳の扶養親族と23～69歳の扶養親族の人数の合計＝扶養親族（一般）
- ・19～22歳の扶養親族の人数＝扶養親族（特定）
- ・70歳以上で同居している扶養親族（同居尊属）の人数＝扶養親族（同居老人）
- ・70歳以上で上記以外の扶養親族の人数＝扶養親族（老人）

となります。

なお、「70歳以上で上記以外の扶養親族」とは、70歳以上かつ同居していない親族もしくは70歳以上かつ直系尊属でない親族を扶養している場合に該当します。

**⑩ 扶養親族のうち、障がい者の人数を入力します。障がい者であるかどうかは、障害者手帳の所持等によらず、その者が所得税法における障害者控除の対象であるかどうかで判別してください。**

※最初の質問で「両親とも居るが片働き」を選択しており、生計を維持している人の配偶者が障がい者の場合は、扶養親族の欄には入力しませんが、この欄には入力します。

**⑪ 最初の質問で「共働き」を選択している場合は、2人目の扶養親族の入力欄が表示されます。****⑫ それぞれ、どれかひとつを選択します。なお、ここで入力した情報は、給付奨学金を受けられるかの判定には影響しませんが、給付月額に影響します。複数の進学先を同時に入力することはできません。**

進学先の学校の情報：すでに大学、短期大学、専門学校[専修課程]、高等専門学校4・5年次に進学されている方は、在学中の学校の情報を入力してください。

新たな給付奨学金の対象となる高等教育機関は、国から認定を受けた大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校です。大学院等は対象になりません。認定を受けた機関は、今秋頃をめどに国から公表される予定です。

親戚等の家から通学する場合は、「自宅から通学する」を選んでください。家賃を支払ってアパート等から通学する場合は、「下宿や寮から通学する」を選んでください。

**⑬ すべての質問に答えたら、「計算する」をタップ(クリック)します。不足がある場合は、エラーメッセージが表示され、進めることができません。**

## 給付・貸与シミュレーション（保護者の方向け）結果表示

## ① 給付奨学金 第三区分（満額1/3の支援）

申込者の生計を維持している人の収入等に応じて、給付奨学金は以下のように該当します。申込者と生計を維持している人とで、進学資金について相談してみましょう。

②	給付月額	9,800円
⑤	参考：支給額算定基準額(1人目)	25,800円
③	参考：支給額算定基準額(2人目)	16,200円

## ④ 給付奨学金に加えて第一種（無利子）奨学金の貸与を希望する場合、第一種（無利子）奨学金の貸与額は月額最大20,300円に調整されます（併給調整といいます）。

進学先への申込により、授業料等減免の支援対象となります。

※ 支給額算定基準額とは、収入や所得から算出される、給付月額や授業料減免の区分を決定するための額です。

## 貸与奨学金 併用貸与

⑥	第一種貸与月額（最大）	45,000円
	第二種貸与月額（最大）	120,000円
	参考：貸与額算定基準額（1人目）	25,800円
	参考：貸与額算定基準額（2人目）	16,200円

※ 貸与額算定基準額とは、収入や所得から算出される、貸与可能かどうかを決定するための額です。なお、「子どもが3人以上の多子世帯」及び「ひとり親世帯」の場合は、状況に応じて上記の額から一定額が控除されます。

前のページ(P15～19)の回答に応じて、シミュレーション結果が表示されます。

① 該当する支援の区分を示します。

② この支援の区分における給付月額です。

③ 支給額算定基準額を示します。  
「共働き」を選んだ場合、支給額算定基準額は2人分表示されます。

④ 給付奨学金に加えて第一種奨学金の貸与を希望した場合の、貸与月額の上限です。

⑤ この場合、生計を維持している人1人目の支給額算定基準額は25,800円、生計を維持している人2人目の支給額算定基準額は16,200円で、満額の1/3の支援(給付月額9,800円)を受けることができることを示しています。また、給付奨学金に加えて第一種奨学金の貸与を希望した場合、月額20,300円まで貸与を受けることができます。

⑥ この場合、満額の支援(給付月額33,300円)を受けられることを示しています。また、給付奨学金に加えて第一種奨学金の貸与を希望した場合の貸与月額の上限は0円と表示されているため、給付奨学金受給中は第一種奨学金の貸与を受けられません。

⑦ どの貸与奨学金の家計基準を満たしているかが給付奨学金の結果と同時に表示されます。この例では併用貸与の基準を満たしていますので、第一種・第二種の基準も同時に満たしているということになります。

### ・シミュレーション結果に関する諸注意

(1)実際の審査において、奨学金の支給あるいは貸与を受ける資格を得るには、本シミュレーションで確認できる収入等の経済要件だけではなく、学力及び人物の基準を満たしている必要があります。

(2)本シミュレーションで示される給付奨学金の支援の区分は、入力された情報等を基に試算した結果によるものです。シミュレーション結果と実際の申込結果の差異について、当機構は一切の責任を負いません。

(3)本シミュレーションにおける計算式・手順については、実際に当機構で審査を行う際の計算式・手順と概ね同一のものを使用していますが、一部異なることがあります。本シミュレーションでは、入力された情報に加えて、一部の情報を機械的に補っていることがあります。また、法令等の制定・改正等に応じて、算出方法は予告なく変更されることがあります。

なお、実際に当機構で審査を行う際には、申込者が入力する収入等によって判定を行うのではなく、原則として、申込者及びその生計維持者から提出された個人番号(マイナンバー)を用いて所得等の情報を確認しています。

また、実際の審査では申込者自身の所得についても審査対象となります。

このため、本シミュレーションで対象外という結果が表示されても、実際に申込みをした際には対象となっている可能性があります。一方で、逆の場合もあります。

申込資格自体には収入の制限はありませんので、給付奨学金を希望される場合は、お申込をお勧めします。

(4)申込みは、各学校(高等学校に在籍している場合は高等学校)を通して実施します。

(5)経済要件の判定に用いる計算式の詳細は、下記ホームページをご覧ください。

#### 給付奨学金の家計基準

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/index.html>

#### 進学前(予約採用)の第一種奨学金の家計基準※

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo\\_1shu/kakei/yoyaku.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kakei/yoyaku.html)

※併用貸与及び第二種奨学金での計算式、在学採用での計算式も同様です。